

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベトナム	ホイアソン市日本橋地域水質改善計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ホイアソン市日本橋地域水質改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,110,000千円 H33.12.31まで	H27.7.4 東京で (同日)	日本側 深田博史在ベトナム大使 ム・クアン・ツイ・クアン・ツイ ベトナム側 フイ・クアン・ツイ・クアン・ツイ ・グイ・ン・フイ・クアン・ツイ	H27.7.17 255号
ベトナム	ハイフオン市アズオン浄水場改善計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	ハイフオン市アズオン浄水場改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,196,000千円 H32.3.31まで	H27.7.4 東京で (同日)	日本側 深田博史在ベトナム大使 ム・クアン・ツイ・クアン・ツイ ベトナム側 フイ・クアン・ツイ・クアン・ツイ ・グイ・ン・フイ・クアン・ツイ	H27.7.17 256号
ベトナム	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	354,000千円 H32.12.31まで	H27.7.4 東京で (同日)	日本側 深田博史在ベトナム大使 ム・クアン・ツイ・クアン・ツイ ベトナム側 フイ・クアン・ツイ・クアン・ツイ ・グイ・ン・フイ・クアン・ツイ	H27.7.17 257号
ベトナム	ベトナム社会主義共和国政府に對する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円	H27.9.15 東京で (同日)	日本側 深田博史在ベトナム大使 ム・クアン・ツイ・クアン・ツイ ベトナム側 フイ・クアン・ツイ・クアン・ツイ ・グイ・ン・フイ・クアン・ツイ	H27.10.8 346号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をもH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。